

納税などには便利な口座振替をぜひ利用ください

住民税非課税世帯等に
臨時特別給付金を支給します



新型コロナウイルス感染症の影響で減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)

●住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市民税均等割非課税水準以下であることを指します。

▽支給額 1世帯当たり10万円

▽手続き 住民税均等割非課税世帯:市から給付金の支給要件確認書を郵送していただきます。確認書の内容を確認、記入の上、同封の返信用封筒で返送してください。

●基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度の「住民税均等割が非課税」の世帯、ただし、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。

●家計急変世帯:給付金を受給するためには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、市の臨時特別給付金担当窓口

国民年金保険料は、口座振替・クレジットカード納付が便利です

国民年金保険料の納付方法を納付書(現金)払いから、口座振替やクレジットカード納付に変更すると納め忘れがなく便利です。令和4年度(4月分)から納付方法を変更する場合は、期限までに申し込んでください。

▽持ち物 マイナンバーカードか本人確認ができる書類(運転免許証など)、年金手帳

※口座振替を申込み方は、預貯金通帳と通帳の届出印

※クレジットカード納付を申込み方は、利用するクレジットカード(本人名義でない場合、名義人の「国民年金保険料クレジットカード納付に関する同意書」が必要)

※「翌月末振替(毎月納付)」や「早割」には申込期限があります。初回振替日は、申込後に送付される通知書で確認してください。

▽申込み方法 2月18日(金)までに保険年金課年金係の窓口「口座振替納付申出書」か「クレジットカード納付申出書」を提出してください。

※青梅年金事務所へ郵送か直接窓口へ提出する場合は、2月28日(月)(必着)

に、直接または郵送で提出してください。申請書は、市の臨時特別給付金担当、生活福祉課、子ども家庭支援センター、五日市出張所、あきる野市社会福祉協議会の各窓口

に配置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。詳しくは、申請書の裏面や市ホームページ、コールセンターでご確認ください。

▽その他 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込み詐欺」や「個人情報報の詐取」にご注意ください。自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(＃9110)にご連絡ください。

▽問合せ 住民税非課税世帯等臨時特別給付金コールセンター「直通533・2755 午前8時30分〜午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)」

秋川溪谷プレミアム付
デジタル商品券の有効
期限は2月14日まで

有効期限を過ぎた場合、商品券は利用できません。商品券に残高がある場合は、期限内に利用してください。商品券の払戻しもできません。商品券取扱店舗によっては、営業日時が異なりますので、事前に確認してください。

市公式Instagram「のびと」
「のびと」を
フォローしよう



市の魅力をアピールし、「のびと」(あきる野市のファン)を増やしていくことを目的に、市の公式Instagram「のびと」を運用しています。写真や動画などで市の魅力を紹介していますので、フォローをお願いします。

▽ハッシュタグ「#のびと」をつけて投稿しよう 市公式Instagram「のびと」をフォローし、市の魅力ある写真や動画を「#のびと」をつけて投稿していただければ、職員が選考の上、市公式Instagramで紹介いたします。

▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽問合せ 市長公室
市公式Instagram「のびと」

▽その他 商品券取扱店舗などは、秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券公式サイトをご覧ください。

▽問合せ あきる野商工会(秋川1-8 あきる野ルピア3階、☎559・4511)

プレジデント
商品券付
デジタル
商品券
公式
サイト



(株)三井住友銀行の公金
窓口納付を終了します

三井住友銀行窓口での市税、手数料その他公金の納付取扱いは、3月31日で終了します。4月1日以降は、お手持ちの納入通知書の裏面などに指定の納付場所が記載されている場合でも、三井住友銀行の窓口では納付できないので、注意してください。

口座振替で三井住友銀行を利用されている方は、引き続き利用できます。

工事系単価契約の
事前登録
(新規の事業者のみ)



市では、道路の応急補修や樹木の剪定、街路灯の修繕などで、単価契約を締結しています。希望の方は、申込みが必要です。事前登録をお願いします。

▽過去に単価契約を締結している事業者は、登録不要です。
▽受付時間 平日の午前8時30分〜午後5時15分(正午〜午後1時を除く)

市が差押えた不動産を
公売します



▽入札期間 2月3日(木)〜2月10日(木)(公売保証金提供期間は2月10日(木)まで)

▽入札方法 事前に公売保証金を納付し、郵送で入札をします。

▽物件 1件(土地と建物)
▽敷地内 1-3の附属建物あり(未登記 床面積約6.7平方メートル、物置)
▽見積価額 434万円(公売保証金44万円)

▽その他 詳しくは、市ホームページをご覧ください。

▽申込み・問合せ 徴税課徴税係

物件番号	所在(地番)	地積(床面積)	備考
1-1	瀬戸岡字柿ノ木 219-5および4	144.00㎡	宅地
1-2		27.00㎡	畑・持分4分の1
1-3	瀬戸岡字柿ノ木219-5	78.48㎡	住宅・木造瓦葺2階建

分り午後5時15分(正午〜午後1時を除く)
▽場所 契約管財課
▽対象 市内に本店・支店がある事業者
▽条件 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスに登録があること(市内に本店のある事業者は小規模等随意契約でも可)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。
▽申込み・問合せ 契約管財課 契約管財係(直通558・1390)

小規模等随意契約希望
事業者登録の追加受付

市では、少額で内容が簡易な契約(単価契約含む)を希望する事業者を対象に、令和3・4

年度小規模等随意契約希望事業者登録を受け付けます(令和3年度に登録した者は今年度登録は必要なし)。この登録では、競争入札に参加できません。競争入札に参加を希望する事業者は、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスから入札参加資格申請を行ってください。
▽受付時間 平日の午前8時30分〜午後5時15分(正午〜午後1時を除く)
▽対象 市内に本店がある事業者

▽その他 ●資格有効期間:市が承認した登録日(令和5年3月31日) ●申請書は契約管財課で配布しています。

※市ホームページからダウンロードできます。
▽問合せ 契約管財課契約管財係(直通558・1390)